

答申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年3月11日2広第2513号で行った公文書開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書は、審査請求人が行った「県民情報広報課は他の課にくらべて残業がないと思うので（かんちがいならすいません）コロナの時差出勤きっちりしてもいいのではと思いました。残業時間のわかるもの（R2年2月～R3年1月分）」との内容の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）に係る公文書である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件請求の対象公文書として、総務部県民情報広報課（以下「県民情報広報課」という。）の「時間外統計処理（R2.2～R3.1）」（以下「本件公文書」という。）を特定して、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和3年2月24日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和3年3月11日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和3年3月13日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和3年4月6日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

本件決定は違法とまではいわないが、不当である。請求内容は、「県民情報

広報課（中略）残業時間のわかるもの（R2年2月～R3年1月分）」であったのに、決定通知には「時間外統計処理（R2.2～R3.1）」と記載されていた。当該記載では、どの開示請求に対する決定通知書なのかが分からず、公文書開示請求書の請求日と照らし合わせて推測するほかない。このような不親切な書き方は不当である。

また、請求内容の「県民情報広報課」は、1階の県民情報広報課のみを指すものであった。開示された公文書は、1階と8階の県民情報広報課の合計の時間外勤務の数値であり、統計になっていないと思われる。係ごと、フロアごと等の統計があってもよいと考える。

5 実施機関の説明要旨

条例の解釈運用を示した「情報公開事務の手引」（福岡県総務部県民情報広報課作成。以下「手引」という。）において、「公文書開示決定通知書の「開示請求に係る公文書の件名」欄については、公文書開示請求書の「請求する公文書の名称等」の欄に記載された内容をそのまま転記するのではなく、特定した公文書の表題等を用いて、当該公文書の件名を正確に記入すること。」と定めている。

本件決定は、職員の服務管理に係るシステムにおいて、令和2年2月から令和3年1月までの県民情報広報課における時間外勤務実績が記録されている「時間外統計処理」の記録を対象公文書として特定し、その全部を開示したものである。

本件決定を審査請求人に対して通知する際、実施機関において定めている運用のとおり当該公文書の件名を、「時間外統計処理（R2.2～R3.1）」と正確に記入しているものであるから、本件処分及びその手続に関して違法又は不当な点はない。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性質及び内容について

ア 実施機関における時間外勤務について

実施機関においては、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年福岡県条例第1号）第9条第2項に基づき、任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、時間外勤務を命ずることができるとされている。

時間外勤務の命令は、福岡県事務決裁規程（昭和40年福岡県訓令第5号）別表1第12項の課長専決事項欄中第20号の規定に基づき、本庁に

においては課長の専決事項とされている。したがって、実施機関の本庁の職員は、所属する課又は室の長から命令を受けて、時間外勤務を行うこととなる。

イ 時間外統計処理について

職員の時間外勤務については、職員の服務管理等を行う福岡県庶務事務システム（以下「システム」という。）で管理がされており、システムを利用して、職員が命令権者から時間外勤務命令の決裁を受けたり、各課若しくは室又は特定の個人を単位として、時間外勤務実績の集計がなされたりしている。システムにおいては、特定の期間や条件を指定して時間外勤務の統計を出力すること（時間外統計処理）が可能である。

本件公文書は、令和2年2月から令和3年1月までの県民情報広報課における時間外勤務実績（休日勤務時間を含む）を当該処理により、月ごとに出力したものである。

(2) 本件決定の妥当性について

ア 決定通知書「開示請求に係る公文書の件名欄」の記載の妥当性について

審査請求人は、本件決定の通知書における「開示請求に係る公文書の件名」欄の記載では、どの開示請求に対する決定通知書なのか分からず、不当である旨主張している。

開示請求に係る公文書の全部を開示することを決定したときは、開示請求者に対し、知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成13年福岡県規則第51号）様式第2号に定める公文書開示決定通知書により通知することとなる。当該通知書の「開示請求に係る公文書の件名」欄の記載方法は、手引において、「開示請求書の「請求する公文書の名称等」欄に記載された事項をそのまま転記するのではなく、特定した対象公文書の文書番号、年月日、標題等を用いて、当該公文書の件名を正確に記入すること」と、条例の趣旨に配慮した取扱いが定められている。

実施機関は、本件請求の請求内容に応じて、システムの時間外統計処理を利用して、本件公文書を出力したことから、決定通知書の「開示請求に係る公文書の件名」欄に、その利用したシステムのメニューの名称と請求対象の期間を記載したものと認められる。当該記載は、対象公文書に標題等の記載がない中で、開示請求書の「請求する公文書の名称等」欄に記載された事項を転記したのではなく、本件公文書の出力のため利用したシステムのメニューと記載されている内容を踏まえ、これらを端的に表現した記載であると認められる。

イ 対象公文書の特定の妥当性について

審査請求人は、反論書において請求内容の「県民情報広報課」は1階の県民情報広報課を指すものである旨主張している。

確かに県民情報広報課には県庁舎の1階と8階に執務室があり、それぞれで業務を行っている。しかしながら、本件請求の内容が「県民情報広報課」に留まる以上、例えば「1階の県民情報広報課に限る」といった付記がない限り、課全体を対象にした請求と解釈することの方が自然であると判断される。しかも、当該主張が審査請求後に初めて行われた事実を鑑みれば、実施機関が県民情報広報課全体の時間外統計処理を対象公文書として開示したことに、特段不合理な点は認められない。

なお、当審査会で調査したところ、時間外統計処理は、集計した単位と同様の単位で統計を出力できるものであるため、審査請求人の主張する各係やフロアを単位とした統計に関する文書は存在しないことが確認された。

よって、実施機関が本件公文書を対象公文書として特定したことは妥当であると認められる。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。